

# 第1 仮使用の承認

## 第1 仮使用の承認

### 1 仮使用の承認対象

(1) 仮使用承認の対象は、製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合で、変更工事に係る部分以外の全部又は一部を使用しようとするとき。

なお、当該変更工事中においても火災の発生及び延焼のおそれがある場合であること。

【S46.7.27 消防予 105】

(2) 製造所等において、貯蔵タンク等に危険物が残存している場合は、仮使用承認の対象とする。

なお、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、使用していないものとみなすことができる。

### 2 承認条件等

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる安全対策が講じられていること。

ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

#### (1) 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

#### (2) 安全管理組織

ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進捗状況、危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。

ウ 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のため、巡回等の管理体制が明確にされていること。

エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

#### (3) 工事中の安全対策

ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分とには工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

工事部分に火気使用工事が発生する場合は、高さ2m以上の仮設塀を設けて工事を行うこと。

イ 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。

ウ 工事部分（タンク、配管及び機器等）について、内部に残存しているもの（危険物、可燃性の蒸気及び可燃性のガス）の除去を行うこと。

また、工事部分以外の部分と導通しているもの（配管、ダクト及び排水管等）については、閉塞板又は仕切版等により、遮断の措置が講じられていること。

エ 工事部分の周囲には、関係者以外の者が出入できないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。

オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。

なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

#### (4) 火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

ア 火気使用の内容及び範囲、並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

ウ 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

(5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ換気が十分に行われること。

(6) 仮設施設・設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合は、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7) 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

(8) その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講ずること。

3 承認申請の時期等

(1) 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができる。

(2) 変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けていること。

(3) 申請の方法及び申請書の記載方法

ア 仮使用の承認は、一の製造所等ごとに申請すること。

イ 変更許可申請時に一括して申請できること。

ウ 仮使用の承認を受けた製造所等で、完成検査前に変更許可申請をした場合は、あらためて仮使用の承認申請を行うこと。

ただし、仮使用の範囲に変更のないものについては、あらためて仮使用の承認申請を行うことを要しない。

(4) 添付図書

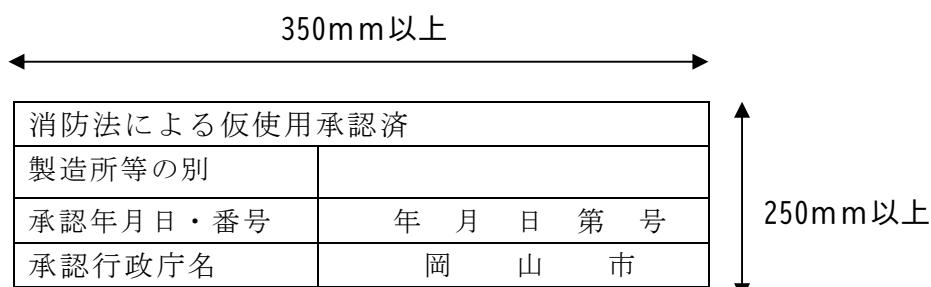
変更許可申請と仮使用承認申請を同時に行う場合は、原則として仮使用上の安全対策に関する書類以外は省略することができるものであること。

ただし、変更許可後において仮使用承認申請をする場合は、仮使用の範囲を示した図書及び仮使用上の安全対策に関する書類を添付すること。

(5) 掲示板

仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に所定の掲示板を掲げ、期間中表示しなければならない。【S46.7.27 消防予 105】

【掲示板の例】



4 変更許可と仮使用承認との関係等

(1) 複数の許可申請及び完成検査に伴う仮使用承認申請の手続き

ア 仮使用承認申請の記載方法について

(ア) 危規則様式第7中の「変更許可年月日及び許可番号」の欄には、最新の許可年月日及び許可番号を記載するのではなく、仮使用の対象となる全ての許可年月日及び許可番号を記載すること。

変更の許可前に仮使用承認申請を行おうとする場合にあっては、「変更許可申請年月日」の欄に申請年月日を記載すること。

なお、「変更許可年月日及び許可番号」並びに「変更許可申請年月日」については、両方記載する場合もあるので注意すること。

(イ) 危規則様式第7、様式第7の2及び様式第7の3中の「仮使用の承認を申請する部分」の欄には、「別添図面のとおり」と記載すること。

なお、複数の許可にかかわらず単独の許可であっても同様に記載すること。

#### イ 完成検査申請について

複数の許可を一の完成検査とする場合、危規則様式第8及び様式第9中の「設置又は変更の許可年月日及び許可番号」の欄には対象となる全ての許可年月日及び許可番号を記載すること。

#### (2) 変更工事の中止及び再開に伴う仮使用承認申請

変更許可申請において工事の一部中止及び再開申請を行う場合の仮使用承認申請の手続きについては、次の例（変更許可申請（工事中止・再開）、完成検査及び仮使用承認申請の例）によること。

#### 変更許可申請（工事中止・再開）、完成検査及び仮使用承認申請の例

変更許可申請及び完成検査		1回目許可申請：A、B、Cの工事実施	2回目許可申請：A、Cの工事を中止	完成検査：Bの完成検査受検	3回目許可申請：A、Cの工事再開	4回目許可申請：Dの工事を追加	完成検査：A、C及びDの完成検査受検
変更工事項目	A	○	○		○		○
	B	○		○			
	C	○	○		○		○
	D					○	○
仮使用承認申請		A、B、C部分以外の部分を仮使用する場合、仮使用承認申請が必要	1回目の許可後A又はC部分の工事に着手していない場合で、かつ、A又はC部分を含め、B部分以外の部分を仮使用する場合、仮使用承認申請が必要		A、C部分以外の部分を仮使用する場合、仮使用承認申請が必要	A、C、D部分以外の部分を仮使用する場合、仮使用承認申請が必要	
備考		A、B、Cの変更工事を行う許可申請と仮使用承認申請を行う。	Bの工事が先行して完了し、完成検査を先に受検し、使用する場合、A、Cの工事を中止する申請を行う。	Bの工事が先行して完了し、使用するため完成検査を受検する。	A、C部分の工事を再開するための申請を行う。	新たにDの工事を追加する場合、追加の変更許可申請を行う。	A、C及びDの工事が完了したため完成検査を受検する。